

売春防止法第3章「補導処分」に関する検討について

第1 補導処分の概要

- 1 売春防止法第3章(補導処分)は、昭和33年の同法の一部改正により導入された。この第3章は、第4章(保護更生)に上乗せする形で、女性の更生のためのものとして創設された。
- 2 売春防止法違反に係る懲役又は禁錮につきその執行が猶予され、併せて補導処分(6月)に付された20歳以上の女性を、「婦人補導院」に強制的に収容して矯正する制度である。
- 3 婦人補導院では、社会生活に適用させるために必要な生活指導及び職業補導を行うとともに、その更生の妨げとなる心身の障害に対する医療を行う。

第2 補導処分等の推移

1 婦人補導院の設置等

昭和33年：東京、大阪、福岡に婦人補導院設置（当時は3か所）

昭和46年：大阪の婦人補導院収容業務停止

昭和50年：福岡の婦人補導院収容業務停止

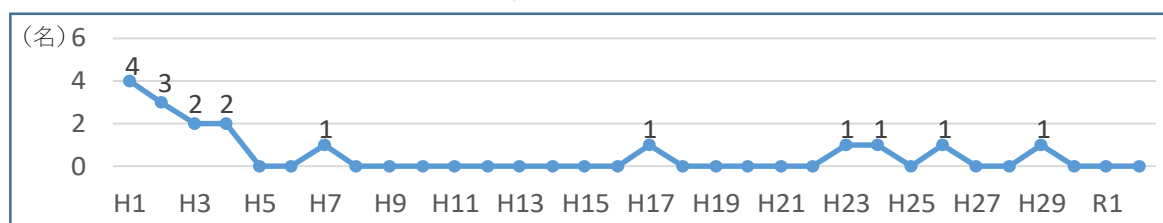
昭和60年：大阪、福岡の婦人補導院廃止（現在は東京の1か所）

※東京婦人補導院

所在地：昭島市（東京西法務少年支援センター(少年鑑別所)と併設）

職員：定員2名（東京西法務少年支援センター(少年鑑別所)職員兼務）

2 婦人補導院への収容数の推移（新規収容人員）



3 補導処分に付された者の帰住先

親族のもとや更生保護施設に加え、婦人保護事業を担う女性相談センターも、補導処分に付された者の婦人補導院からの退院後の帰住先となっている。

第3 検討経緯

厚生労働省が「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」を開催し、同検討会において、売春防止法第4章を廃止しつつ、困難な問題を抱える女性を支援する新たな枠組みの構築(新法)が示されたところ、その議論の中で、第1章から第3章までについても検討すべきとされた。

法務省は同検討会にオブザーバーとして参画していたものであるが、このような議論等を受け、法務省刑事局において第1章から第3章までの制定経緯及び近年の

実績を確認した上で、上記の枠組みを前提にした場合に、いかなる措置を講ずるべきかについて、法務省矯正局（婦人補導院を所管）及び保護局（婦人補導院からの仮退院後の保護観察を所管）と協議を重ねるなどして、検討してきた。

（参考：売春防止法第 2 章「刑事処分」について）

1 第 2 章の考え方

- ・ 第 6 条は売春の周旋等（2 年以下の懲役等）
- ・ 第 7 条は困惑等による売春（3 年以下の懲役等）
- ・ 第 8 条は売春の対償の收受等（5 年以下の懲役等）
- ・ 第 9 条は売春目的での前貸等（3 年以下の懲役等）
- ・ 第 10 条は売春をさせる契約（3 年以下の懲役等）
- ・ 第 11 条は売春の場所提供（7 年以下の懲役等）
- ・ 第 12 条は売春をさせる業（10 年以下の懲役等）
- ・ 第 13 条は資金等提供（7 年以下の懲役等）

を処罰するもの。いずれも、売春を助長したり、女性を性的な搾取の対象としたりする者を処罰する規定である。

第 5 条は売春の勧誘等（6 月以下の懲役等）を処罰するものであり、売春をする本人以外にも、背後にいる共犯者や犯罪組織に適用されている罰則である。

第 6 条から第 13 条までは、関与形態に応じて特に刑を加重するものである。

2 実際の摘発状況

売春防止法違反の検挙人員は、

- ・ 平成 28 年：726 人
- ・ 平成 29 年：580 人
- ・ 平成 30 年：606 人
- ・ 平成 31 年・令和元年：551 人
- ・ 令和 2 年：594 人

であり、売春防止法の罰則は、女性を性的な搾取の対象とする者や犯罪組織に属する者に広く適用されている。